

宇都宮市社会福祉協議会指定居宅介護支援事業運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人宇都宮市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、介護支援専門員が要介護状態にある高齢者（以下「要介護者」という。）に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 介護支援専門員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して、居宅介護サービス計画を作成し、その計画に基づく介護サービスが適正かつ円滑に提供させるようその進行を管理する。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、要介護者が良質なサービスを総合的に受けられるように支援するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 宇都宮市社会福祉協議会
- (2) 所在地 宇都宮市中央1丁目1番15号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、職員の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- (2) 介護支援専門員 1名以上
介護支援専門員は、居宅介護サービス計画の作成及びその計画の適正かつ円滑な進行を管理するとともに、必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日とする。（ただし、国民の祝日・休日及び12月29日から1月3日までを除く。）
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分

(指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用その他必要な額)

第6条 指定居宅介護支援の内容は次のとおりとし、要介護者の依頼を受けて指定居宅介護支援を提供するものとする。その場合の利用料の額は厚生労働省の定める告示上の額とし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは利用料を徴しない。

- (1) 介護サービス計画の作成

- (2) 介護サービス計画に基づくサービス
- (3) 提供の進行管理
- (4) 介護サービスに基づくサービス提供事業者に託する苦情の受付、処理
- (5) その他介護サービスの達成に必要な事項

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した経費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- (1) 通常の実施地域を越えてから片道10キロメートル未満300円
- (2) 10キロメートルを超えた場合、その超えた距離5キロメートルごとに100円（5キロメートル未満の端数は5キロメートルとする。）を加算。

3 前項の費用の支払いに同意する旨文書に署名を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、宇都宮市とする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 介護支援専門員は、指定居宅介護支援を行うために要介護者等を訪問していた際に、利用者の病状に急変、その他緊急事態に生じたときは、速やかに医療機関に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

(虐待防止に関する事項)

第9条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第10条 介護支援専門員等の資質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、事業体系を整備する。

- (1) 採用時研修
- (2) 継続研修
- (3) 虐待防止に関する研修
- (4) 感染症に関する研修
- (5) 業務継続計画に関する研修

2 職員は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

3 職員であった者に業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する必要事項は協議会会長が定めるものとする。

附 則

この規程は平成17年10月 1日から施行する。

この規程は平成22年 4月 1日から施行する。

この規程は平成26年 4月 1日から施行する。

この規程は令和 6年 4月 1日から施行する。